令和7年度 調布市立調布中学校「学校いじめ防止対策基本方針」

〇いじめ防止対策に関する法令等

- ・いじめ防止対策推進法
- ・東京都いじめ防止対策推進条例
- ・調布市子ども条例
- 調布市教育委員会教育目標及び基 本方針
- ・調布市教育委員会「いじめ防止対 策委員会」設置実施要項
- 学校経営方針
- ・指導重点項目等

目指す生徒像

- 1 自ら学び、深く考える生徒
- 身体を鍛え、たくましく生きる生徒 2
- 礼儀正しく、思いやりの心も持つ生徒 3
- 勤労を重んじ、進んで奉仕する生徒 **4**

いじめ防止等に関する学校の目標

- ① 生徒の自治意識の向上といじめを許さぬ気風の醸成
- ② いじめの小さな芽を摘み、細やかな生徒観察でいじめ解消率の向上を図る
- ③ 見逃さない・手を抜かない指導体制の確立と学校と保護者・地域社会との連携

〇目標策定の方針

児童・生徒の実態

- ・明るく純朴である。 ・優しく思いやりのある生徒が多い。
- ・学習面・生活面において、少し消極 的な面もある。
- ○保護者の願い
- ・健康で安全な生活、確かな学力の 保障。力を伸ばそうとする生徒。 ○対策の基本方針
- ・いじめ早期発見のための未然防止
- ・危機管理体制の確立を目指す。

○教職員の指導力の向上

- ・人権プログラム、調布市人権 教育指導資料を使い年3回 (6月・11月・2月)研修。
- ・人権感覚を高める。
- ・体罰の否定

○学校の組織的対応

- 教育相談的援助
- 授業改善
- ・担任面談の方法と実践
- 毎月いじめに関するアンケートを 実施し、早期発見に努める。
- ・心の健康観察

いじめの未然防止・早期発見のために

【いじめの未然防止】

- ・いじめ防止対策委員会の設置
 - <定例会>金曜日 <構成員>校長、副校長、運営委員会メンバーほか
- ・いじめ防止対策と心の健康観察のための体制構築と生徒、保護者、地域への周知
- ・いじめ相談窓口の設置
- ・校内研修を充実させ、教職員の人権意識の向上を図る
- 生徒の規範意識の向上および多様性の認識と思いやりの心の育成

【早期発見】

- ・小学校からの丁寧な引継ぎと継続的対応
- ・あいさつ運動、生徒会の「思いやりキャンペーン」など、生徒による主体的な取り組みの推進
- ・スクールカウンセラーによる全員面接の実施による、専門的な立場からの心の健康状態の把握と共有
- ・スクールソーシャルワーカーによる個別相談対応
- ・いじめに関するアンケートの毎月実施による情報の把握と早期対応
- 保護者、地域との連携を図り、情報を共有する

〇スクールカウンセラーとの連携

- ・特別支援教育校内委員会を設置 し、連携を強化
- ・アンケート結果等を含む情報の共 有と状況把握と指導状況の確認
- ・1年生対象の全員面接

〇スクールソーシャルワーカーとの連携

- 対象生徒の面談、家庭訪問
- ・生徒および家庭の具体的な支援

〇保護者・地域との連携

- ・保護者会の工夫
- ・三者面談の充実
- ・学校便り等の配信
- ・PTA委員会との連携
- ・保護者との合同行事

具体的ないじめへの対応(早期発見、重大事態への対応)

生活指導主任会報告内容の場合(学校が「学校いじめ対策委員会」等で組織的に話合い、対応する場合)

① 実態把握の観点

- 被害の様態
- ・被害の状況と対応
- ・集団の構造の分析と考察
- ・いじめの動機と背景
- ・被害生徒の状況と対応
- ・加害生徒の状況と対応
- ・保護者や職員等の現状把握の 状況と進捗
- ・他の問題行動との関連の有無
- ・他の課題との関連
- 自由面談

各教科

生活指導

総合

家庭 地域

② 指導・支援の基本姿勢

- ・いじめ相談窓口の周知 (副校長・養護教諭ほか)
- ・いじめ対策委員会の設置
- ・心の健康状態の把握と手当て

<取組内容>

- ・学年教員、授業担当による健康観察
- ・教育相談体制の確立
- ・学年、分掌、保健室、SC、SSWと の連携強化
- ・学校いじめ対策委員会、生活指導部会および 特別支援委員会等による多角的な情報とケ ア方法の共有
- ・いじめに関する教職員研修実施 (年3回 6月、11月、2月)
- ・SOSの出し方に関する授業実施 ・セーフティ教室による防犯教育

- ③ <被害生徒の支援>
 - ・双方が実感をもてる支援
 - ・人の目に見える対応
 - 人間関係の改善充実 ・課題解決への援助
 - ・心理的ダメージへのケア

<加害生徒の指導>

- ・心理的な責任を果たさせる
- ・法的責任を果たさせる

くその他>

・学級、学年等への指導等

* 重大事態への対処

●いじめが「重大な事態」と 判断された場合の手順



- ①教育委員会への報告を し,教育委員会が設置 する組織との連携・協 力をする。
- ②被害生徒への緊急避難 措置の検討、実施
- ③加害生徒への懲戒や出 席停止の検討
- ④警察や児相等との連携 ⑤緊急保護者会の開催

ふれあい月間

生活指導主任会報告内容の場合(学校で重篤だと判断する場合,または市教委等と連携して対応する場合)

●関係諸機関との連携 学校サポートチーム

〇連携機関⇒(指導室,教育相談所,子ども家庭支援センターすこやか,多摩児童相談所,調布警察署等)

ふれあい月間

○指導・援助の基本姿勢確認、緊密な連携体制の確立、本人への支援方法を助言、協働事項の確認、関係機関の教示 等



英) あいさつ 家) 家庭と家族

5月

4月

年間指導計画									
6月	7月	8月	9月	10月	1 1月	12月	1月	2月	3月
技)情報モラル	家)幼児の発達				英)異文化理解		•	•	

いじめ防止月間

いじめ防止月間 月間等 社会を明るくする運動 ふれあい月間 「いのちと心の教育」月間 入学式・始業式 あいさつ運動 始業式 あいさつ運動 クリーン作戦 始業式 卒業式 学校行事 生徒会活動 調布市防災教育の日 思いやりキャンペーン(6月~9月:学年別) 思いやりキャンペーン発表(公開)

基本的生活習慣・いじめ(6・11・2月)・誠実・責任感・思いやり・友情・異性理解・寛容の心・生命尊重・弱さの克服・正義・集団生活の向上・愛校心・人類愛 道徳 特別活動 集団生活のルール・諸問題の解決・思春期の不安や悩み・男女の理解・男女の協力・人間関係の確立・性的発達への適応・将来設計

進路学習 Ⅰ Ⅱ Ⅲ (通年)

PTA 総会 健全育成懇談会 学校生活アンケート 学校生活アンケート

小中連携の日 学年保護者会 学年保護者会 小中連携の日 三者面談 三者面談 学年保護者会